

大阪市民のみなさんへ

ヤングケアラーを支える社会をめざして

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

※この記事は6月13日現在のもので、変更となる場合があります。

ワクチン接種のお知らせ

接種費用
無料

▶若い世代への追加接種(3回目)について

若い世代の方も感染すると、重症化のリスクや後遺症としてさまざまな症状が続く場合があります。ご自身の健康だけでなく、家族、友人や同僚などを守ることにつながりますので積極的に接種をご検討ください。

▶追加接種(4回目)について

3回目接種から5か月以上経過した18歳以上の方に順次接種券をお送りしていますが、**接種対象者は右記①②の方のみです**。対象の方は接種券が届き次第接種できますので、希望される方はご予約ください。

接種対象者の範囲が拡大される可能性がありますので、**対象者でない方も接種券は大切に保管してください。**

4回目の接種対象者

※①②以外の方は接種できません。

- ① 60歳以上の方
- ② 18歳以上の基礎疾患をお持ちの方など



追加接種(3回目・4回目)の接種会場

ファイザー	● 取扱医療機関 ● 大阪市集団接種会場 (城見ホール、やすらぎ天空館)
武田／モデルナ	● 取扱医療機関 ● 大阪市集団接種会場 (扇町プール、OCAT)
ノババックス	● 取扱医療機関 (3回目のみ)

※大阪府や自衛隊の接種会場等については、ホームページをご確認ください。

※詳しくは大阪市ホームページやLINEでお知らせしていますのでご確認ください。

問い合わせ▶大阪市新型コロナワクチンコールセンター (受付時間:9:00～21:00 土日祝含む)

☎0570-065670 または6377-5670 FAX 0570-056769

ワクチン接種についての最新情報はこちら▶



基本的な感染予防に努めましょう



問い合わせ▶大阪市新型コロナ一般相談センター

(受付時間:8:00～22:00 土日祝含む) ☎0120-911-585 FAX 4967-1976

感染症による影響が長期化する中での市民生活への支援

低所得の子育て世帯へ対象児童1人につき5万円の「生活支援特別給付金」を支給しています

申請方法など詳しくは大阪市ホームページをご覧ください。

生活支援特別給付金について詳しくはこちら▶



対象者

- ① 4月分の児童扶養手当を受給している方
- ② 公的年金等受給のため、4月分の児童扶養手当を受給していないひとり親の方 (児童扶養手当の支給制限限度額を下回る方に限る)
- ③ 4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、住民税均等割が非課税の方
- ④ 感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準となっているひとり親の方や、令和4年度住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる方 など

問い合わせ▶こども青少年局子育て世帯生活支援給付金担当

☎6684-8784 FAX 6684-8796

申請不要 水道料金および下水道使用料を減額します

8月から10月検針分までの3か月間、水道料金の基本料金と下水道使用料の基本額をそれぞれ減額します。

減額内容	水道料金	1か月あたり基本料金	935円(税込)
	下水道使用料	1か月あたり基本額	605円(税込)

問い合わせ▶水道局お客さまセンター ☎6458-1132 FAX 6458-2100

住民税非課税世帯等へ1世帯あたり10万円の「臨時特別給付金」を支給しています

支給対象者が変更となりました。支給要件や申請方法など詳しくはホームページをご覧ください。

対象者

- ① 令和3、4年度住民税均等割非課税世帯 (既に受給された世帯を除く)
- ② 感染症の影響を受けて1月以降に収入が減少し、住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯

問い合わせ▶住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター (受付時間:平日9:00～20:00)

☎0120-923-771

FAX 0120-928-365



▲臨時特別給付金について詳しくはこちら

ご存じですか? ヤングケアラー

vol.2 ヤングケアラーは、たとえばこんな子どもたちです

Q. 誰のケアをしているの?

A. 幼いきょうだい、障がいや病気のある家族、高齢により介護が必要な家族などのケアをしています。



Q. 具体的にどんなケアをしているの?

A. 家族の状況に応じてさまざまなことをしています。

- 買い物や料理、洗濯、掃除などの家事をしている
- 幼いきょうだいの世話をしている
- 障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている
- 目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている
- 話し相手をしている など

子どもが子どもでいられる街を一緒に作りましょう

まわりの人が気づき、理解し、手を差し伸べることがヤングケアラーの支援につながります。ヤングケアラーではないかと気になる子どもがいる場合は、各区役所のヤングケアラー相談窓口(子育て支援担当)に相談・連絡してください。

問い合わせ▶こども青少年局企画課 ☎6208-8337 FAX 6202-7020

Q. 家族のケアをすることで、生活にどんな影響があるの?

A. 年齢に見合わない重い責任や負担を負うことで、自分の時間や勉強する時間、友人と遊ぶ時間が取れない、ケアについて話せる人がいなくて孤独やストレスを感じる、睡眠が充分に取れない、などの影響が出る可能性があります。



成績に影響が出たり...



授業に集中できなくなったり...

各区役所の相談窓口はこちら▶

